

## 防衛装備庁訓令第33号

防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第27条の規定に基づき、防衛装備庁の会計監査に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

### 防衛装備庁の会計監査に関する訓令

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 防衛装備庁及び防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第31条第3項の規定に基づき防衛装備庁長官（以下「長官」という。）の指揮監督を受ける地方防衛局（以下「防衛装備庁等」という。）における会計監査（以下「監査」という。）については、別に定めるもののほか、防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号。以下「省訓」という。）及びこの訓令に定めるところによる。

2 前項の規定による地方防衛局に対する監査は、地方

防衛局の所掌事務のうち、防衛省設置法第31条第3項の規定により長官の指揮監督を受けるものに係るものに限るものとする。

(監査職員)

第2条 長官は、長官官房監察監査・評価官及び同官付の職員（以下「監察監査・評価官等」という。）のうち、監査を行う職員（以下「監査官」という。）を指名し、監査を行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長官は、監察監査・評価官等以外の職員を監査官に指名することができる。

3 前2項の規定により指名する監査官は、監査に必要な技術的知識及び経験を有する者でなければならない。

4 長官官房審議官は、監査について総括整理する。

(監査官の権限)

第3条 監査官は、省訓第5条第1項の規定に基づき求めた説明等の結果、特に必要と認められた場合は、長官の承認を得て、契約の相手方その他の関係者に説明を求

めることができる。

(監査先の協力義務)

第4条 監査先の長は、監査官の行う監査に協力しなければならない。

(書面監査)

第5条 省訓第9条に規定する書面監査は、会計法（昭和22年法律第35号）等による収入、支出負担行為、認証、支出、有価証券及び出納並びに物品管理の事務を掌る職員が法令に基づき、会計検査院、財務省等へ提出するすべての書類に対して行う。ただし、特定のものについては支払のある都度、常時に書面監査を行うことを妨げず、その範囲については長官官房審議官が定める。

(実地監査)

第6条 省訓第10条第1号に規定する定期監査は、第7条に定める監査実施計画に基づき、原則として、毎年度1回以上行うものとする。

2 省訓第10条第2号に規定する臨時監査は、長官が

特に命じた場合に行うものとする。

## 第2章 監査の実施

(監査実施計画)

第7条 監察監査・評価官は、毎年度、省訓第12条に規定する監査計画書を作成し、長官の承認を得るものとする。

(緊急事項の処置)

第8条 省訓第13条第1項に規定する緊急事項の長官への報告は、監察監査・評価官から行うものとする。

2 省訓第13条第3項の規定による指示を受けた監査官の同条第4項に規定する防衛大臣への報告は、長官を経て行うものとする。

## 第3章 監査結果の処理

(監査結果の報告)

第9条 省訓第15条第1項に規定する監査結果の長官への報告は、長官官房審議官を経て行うものとする。

## 第4章 雑則

(委任規定)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し、必要な事項は長官官房審議官が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に、装備施設本部監査規則（平成 18 年装備本部達第 33 号）第 3 条第 5 項の規定により作成した年度監査計画及び平成 27 年度監査計画書及び物品定期検査計画書について（技会第 26 号。27.4.27）の規定により作成した年度監査計画は、この訓令の第 7 条に規定する監査実施計画とみなす。